

## 第25 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

### 1 基本的事項(平成14年3月29日消防危第49号)

#### (1) 変更許可の要否

製造所等において維持管理等を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生ずる場合において、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準(以下単に「基準」という)の内容と関係がない工事については変更の許可を要しないものとする。

#### (2) 非対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分(以下「非対象設備」という)については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合においては、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更が生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。なお、屋内貯蔵所、屋外貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所又は移動タンク貯蔵所に危険物以外の物品を貯蔵する場合には、物品の名称及び数量の資料を提出させることとする。

#### (3) 対象設備と関連する非対象設備の変更

危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分(以下「対象設備」という)又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、位置、構造及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断するものとする。

#### (4) 変更許可を要しない変更工事

製造所等を構成する機器は相互に密接に関係しつつ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果、基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべてが事前に明白であるわけではない。他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であり、保安上の問題が生じないものまで変更許可を要することとすることは適当ではない。したがって、工事の内容が軽微であるものについては、変更の内容も軽微であると考えられるので、変更許可を要しないものとする。

軽微な変更工事については、その形態に応じて「確認を要しない軽微な変更工事」及び事前に資料を提出することによる確認を要する軽微な変更工事(以下「確認を要する軽微な変更工事」という)に区分する。なお、確認を要する軽微な変更工事については、変更の内容及び工事の内容を事前に確認した結果により、変更許可を要する場合もあり得る。

### 2 具体的な運用に関する事項(平成14年3月29日消防危第49号)

#### (1) 確認を要する軽微な変更工事

工事の内容は軽微であるが、さらに基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する軽微な変更工事」として事前に工事の内容に関する資料の提出を求め、当該工事の内容を確認するものとする。この場合において、工事の内容が基準の内容と関係がないとき又は基準の内容と関係が生じるとしても変更の内容が保安上影響を及ぼさない軽微なものであるときは、変更許可の手続きを要しないものとする。

#### (2) 確認を要しない軽微な変更工事

工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないことが明白であるものについては、「確認を要しない軽微な変更工事」として、資料により確認することなく変更許可を要しないものとする。なお、この場合においては、事後における資料の提出も要しない。

(3) 変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件

変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件を、予め一律的に定めることは困難であるが、一般的には少なくとも次の要件を満足する必要がある。

- ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。
- イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
- ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。
- エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

(4) 変更許可を要する工事と確認を要する軽微な変更工事が同時に行われる場合

工事の形態により、「変更許可を要する工事」と(1)の「確認を要する軽微な変更工事」とが同時に行われる場合には、「確認を要する軽微な変更工事」に係る部分の資料を変更許可の申請に含めることができるものとするが、(1)の「確認を要する軽微な変更工事」に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものとする。

(5) 確認を要する軽微な変更工事及び確認を要しない軽微な変更工事の例示

次のアからエ以外の変更工事については、別記1のとおりとする。

なお、別記1に掲げる例示以外の内容で、別記1の項目に類似又は同等であると認められるものは同じ取り扱いをすることができる等、当該工事の内容により判断する。

- ア 構造及び設備等の変更を目的としない工事(塗装工事、点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事)は、「確認を要しない軽微な変更工事」として扱うものとする。
- イ 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更については、次のとおりとする。

常置場所の変更		取扱い
同一敷地外に変更		変更許可
同一敷地内での変更	屋外から屋内	変更許可
	屋外から屋外	確認を要する軽微な変更
	屋内から屋外	確認を要する軽微な変更
	屋内から屋内(同一建物の場合)	確認を要する軽微な変更
	屋内から屋内(別建物の場合)	変更許可

ウ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係る補修工事については、別記2のとおりとする。 (平成9年3月26日消防危第36号)

エ 地下貯蔵タンクの流出防止対策に係る変更工事については、別記3のとおりとする。

### 3 火花を発する器具の使用に係る手続き

「確認を要しない軽微な変更工事」のうち溶接溶断等火花を発する器具等を使用する工事であって、安

全対策上仮設防火柵等を設置して行う場合には、事前に資料の提出を求めるものであること。ただし、許可申請、仮使用承認申請において、溶接溶断等火花を発する器具の使用場所等を確認できる場合は、重複して資料の提出を求めないものとする。

別記1(平成14年3月29日消防危第49号)

製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

## 第1 定義

## 1 一般的事項

- 1 「取替」とは、製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。
- 2 「補修」とは、製造所等を構成する機器・装置等の損傷か所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。
- 3 「撤去」とは、製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
- 4 「増設」とは、製造所等に新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。
- 5 「移設」とは、製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。
- 6 「改造」とは、現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

## 第2 具体的例示

構造、設備等の名称	軽微な変更工事	
	確認を要する軽微な変更工事	確認を要しない軽微な変更工事
<b>1 建築物、工作物</b>		
<b>&lt;建築物&gt;</b>		
屋根(キャノピーを含む)、壁、柱、床、はり等		補修
ひさし(張出し長さ1m以上のもの)		補修
ひさし(張出し長さ1m未満のもの)	撤去、取替	補修
防火区画		補修
防火上重要でない間仕切壁	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
内装材		撤去、取替、補修
防火設備		取替、補修
防火戸の自動閉鎖装置		取替、補修
ガラス、窓枠又は窓		取替、補修
階段		取替、補修
地盤面		補修
<b>&lt;工作物&gt;</b>		
保安距離又は保有空地の代替措置の壁、隔壁		補修
架構		補修
配管、設備等の支柱、架台	取替	補修

配管、設備等の支柱、架台の耐火措置	取替	補修
歩廊、はしご等		取替、補修
<b>&lt;保有空地&gt;</b>		
植栽	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
<b>2 タンク等</b>		
<b>&lt;基礎等&gt;</b>		
犬走り、法面、コンクリートリング	補修	
地下タンクの上部スラブ	補修	
<b>&lt;構造等&gt;</b>		
屋根支柱、ラフター、ガイドポール等	補修	
屋外タンクの支柱の耐火措置		取替、補修
階段、はしご、手すり等	取替	補修
<b>&lt;設備&gt;</b>		
タンク元弁		取替、補修
通気管(地上部分に限る)	取替、改造(無弁通気管を大気弁付通気管(又は大気弁付通気管を無弁通気管)に変更する場合に限る)	補修
2m程度の短配管(地下配管及び移送取扱所に係るものを除く)		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
内面コーティング(屋外貯蔵タンク、地下貯蔵タンクの流出防止対策を除く)	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
既設ノズルを利用した液面計、温度計等	増設、移設	改造、取替、撤去、補修
雨水浸入防止措置		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
感震器(電気遮断器)	増設、移設、撤去	取替、補修
20号タンクに付随する加熱装置		補修
20号タンク	撤去	
<b>3 危険物設備等</b>		
<b>&lt;配管等&gt;</b>		
配管(地下配管及び移送取扱所を除く)	補修、撤去、取替(概ね、2m以上10m以下、かつ、全長の1/2以下のもの)	

配管(地下配管及び移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る)	補修、撤去	取替
2m程度の短配管(地下配管及び移送取扱所に係るものに除く)		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等又はこれに伴う短配管(移送取扱所を除く)		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等(移送取扱所の道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く)	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
可とう管継手(認定品)		取替
可とう管継手(認定品以外)	取替	
配管の加熱装置(蒸気、温水を用いたものを除く)	取替	補修
配管の加熱装置(蒸気、温水を用いたものに限る)		取替、補修
配管ピット、注入ロピット、地下配管接合部の点検ます		取替、補修
漏えい検査管	取替(頂部に限る場合を除く)	取替(頂部に限る)、補修
漏えい検知設備	取替	補修
給油ホース、給油ノズル、結合金具		取替、補修
地下ピット耐火板、カバー	取替(異なる種類)	取替(同種)、補修
<機器等>		
熱交換器	撤去	取替、補修
ポンプ設備(移送取扱所を除く)	撤去、取替	補修
熱交換器のチューブハンドル		取替
熱交換器に附属する送風設備(電動機を除く)、散水設備等		取替、補修
ストレーナー、弁等(移動貯蔵タンクの底弁、タンク元弁及び移送取扱所を除く)	撤去	取替、補修
攪拌装置(電動機を除く)	撤去	取替、補修
炉材		取替、補修
反応器等の覗き窓ガラス(サイトグラス)		取替、補修

加熱又は乾燥設備に附属する送風、集塵装置(電動機以外)	撤去	取替、補修
波返し、とい、受け皿等飛散防止装置	撤去	取替、補修
ローディングアーム・アンローディングアーム(移送取扱所を除く。)	取替、撤去	補修
ローラーコンベア等危険物輸送設備(電動機を除く)	撤去	取替、補修
可燃性蒸気回収装置	増設、撤去、取替	補修
保温(冷)材(屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るもの)を除く。)		撤去、取替、補修
排出設備(ダクト等を含む)	取替	補修
換気設備(ダクト等を含む)		取替、補修
電気防食設備		取替、補修
<b>&lt;制御装置、安全装置&gt;</b>		
圧力計、温度計、液面計、計量装置 計測装置等の現場指示型計装設備	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
安全弁、破裂板等安全装置		取替、補修
温度、圧力、流量等の調節等を行う 制御装置(駆動源、予備動力源等を含 む)	取替	補修
緊急遮断(放出)装置(安全弁等を除 く)、反応停止剤供給装置等の緊急停 止装置(駆動源、予備動力源、不燃性 ガス封入装置等を含む)	取替	補修
地下タンクのマンホールプロテクタ ー	取替(嵩上げを含む。)	補修
<b>4 防油堤及び排水設備等</b>		
防油堤(仕切堤を含む)		補修
防油堤水抜弁	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
防油堤水抜弁の開閉表示装置	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
防油堤の階段(防油堤と一体構造のも の)	取替	補修
防油堤の階段(防油堤と一体構造でな いもの)	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
防油堤の点検歩廊	移設、取替(防油堤と一体構造 のもの)	取替(防油堤と一体構造でない もの)、補修

<排水溝等>		
排水溝、貯留設備、油分離装置、囲い等	取替、撤去(CNG設備等に係るものに限る。)	補修
プランケット、地盤面又は舗装面(地下タンクの上部スラブを除く。)		補修
5 電気設備		
電気設備(注)	増設、移設、改造	取替、補修、撤去
避雷設備	取替	補修
静電気除去装置		取替、補修
注:急速充電設備及び太陽光発電設備は、第3【給油取扱所】<その他設備機器等>参照		
6 消火設備及び警報設備		
<消火設備>		
第1~3種消火設備(全般)(注)	補修	
第1~3種消火設備(散水、水幕設備を含む)の弁、ストレーナー、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口、送水口、連結送液口、圧力計、ポンプ、消火薬剤タンク等	取替、補修	
第1種消火設備(屋外消火栓設備)、第3種消火設備(水噴霧消火設備を除く)の電源、水源及び配管	取替	補修
第3種泡消火設備(泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備)の電源	取替	補修
消火薬剤	取替(薬剤の種類の変更を含む)	
いたずら防止装置	増設、移設、取替、補修	
第4、5種消火設備	増設、移設、撤去	取替、補修
注:「第1~3種消火設備(全般)」とは、「第1~3種消火設備(散水、水幕設備を含む)の弁、ストレーナー、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口、送水口、連結送液口、圧力計、ポンプ、消火薬剤タンク等」、「第1種消火設備、第2種消火設備、第3種消火設備の電源、水源、配管」、「第3種消火設備(泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備)の電源」、「消火薬剤」、「いたずら防止装置」以外をいう。		
<警報設備>		
自動火災報知設備の受信機(電源部分を除く)	取替、補修	
自動火災報知設備の受信機(電源部分に限る。)		取替、補修

自動火災報知設備の感知器	取替、補修	
警報設備(自動火災報知設備の受信機、感知器を除く)	増設、移設、改造、取替	補修
7 その他		
標識、掲示板	増設、移設	取替、補修

## 第3 具体的例示(施設別事項)

構造、設備等の名称	軽微な変更工事	
	確認を要する軽微な変更工事	確認を要しない軽微な変更工事
<b>【製造所及び一般取扱所】</b>		
ボイラ、炉等のバーナーノズル		取替、補修
塗装機噴霧ノズル、ホース等		取替、補修
運搬容器の充てん設備	撤去、取替	補修
固定注油設備		取替(基準適合品に限る)、補修
NAS 電池のモジュール	取替(半数未満に限る)	
煙道(注1)		補修
排気筒(注2)	補修	

注1：耐火構造の煙道を設ける方法を適用した場合

注2：排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する方法を適用した場合

<b>【屋内貯蔵所】</b>		
ラック式以外の棚	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
ラック式棚	取替	補修
冷房装置等	取替	補修
I o T機器等	増設	撤去、取替、補修
<b>【屋外タンク貯蔵所】</b>		
ローリングラダー(浮き屋根に設ける設備)	取替	補修
ポンツーン	補修	
浮き屋根のウェザーシールド(浮き屋根に設ける設備)		取替、補修
浮き屋根のシール材(浮き屋根に設ける設備)	取替	補修
ルーフドレン(浮き屋根に設ける設備)	取替	補修
保温(冷)材	取替	補修
流出危険物自動検知警報装置	取替	補修
コーティング	増設、移設、改造、取替、撤去	補修

<b>【屋内タンク貯蔵所】</b>		
出入口の敷居		取替、補修
<b>【簡易タンク貯蔵所】</b>		
固定金具		取替、補修
<b>【移動タンク貯蔵所】</b>		
底弁	補修	
底弁の手動又は自動閉鎖装置	取替	補修
マンホール又は注入口のふた		取替、補修
マンホール部の防熱又は防塵カバー		取替、補修
品名数量表示板	移設	増設、改造、取替、補修
Uボルト		取替、補修
可燃性蒸気回収設備(ホースを含む)		取替、補修
注入ホース		取替、補修
箱枠	取替、補修	
国際輸送用積載式の移動貯蔵タンクの追加	増設	
コンタミ防止装置	増設・移設・改造(エアー等による底弁、吐出弁の作動方式を除く。危険場所に防爆機器を設置するものを含む)	撤去、取替、補修
<b>【屋外貯蔵所】</b>		
周囲の柵等		取替、補修
ラック式棚	取替	補修
固体分離槽	取替	補修
シート固定装置		取替、補修
<b>【給油取扱所】</b>		
防火堀		補修
犬走り、アイランド等		補修
犬走り等のスロープ	増設、移設、改造	補修
サインポール、看板等	増設・移設・改造(非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る)	撤去、取替、補修
セルフ給油取扱所である旨の表示		取替、補修
日除け等(キャノピーを除く)	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
車両衝突防止措置	移設、改造、撤去	取替、補修
<b>&lt;給油機器等&gt;</b>		

給油量表示装置	増設・移設・改造(非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る)	撤去、取替、補修
カードリーダー等省力機器(電子決済方式用電子機器等)	増設・移設・改造(非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る)	撤去、取替、補修
クイックサービスユニット	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
通気管の可燃性蒸気回収装置	増設	撤去、取替、補修
タンクローリー用アースターミナル	増設、移設、改造	取替、補修
固定給油設備、固定注油設備(認定品に限る)(注1～注4)	撤去	取替、補修
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の制御装置(注5)	取替	補修
AIシステム(注6)	取替、補修、改造	

注1：固定給油設備等において、次の場合は「取替」に該当せず、「変更許可」を要する。

- ① 認定品(基準適合品)以外のものに取り替える場合
- ② 既設よりも長い給油ホースに取り替える場合
- ③ 地上式固定給油設備等を懸垂式固定給油設備等に取り替える場合
- ④ ポンプ設備を油中ポンプに設備に取り替える場合
- ⑤ 吐出量の異なる固定給油設備等に取り替える場合(例 ガソリン用固定給油設備から軽油用固定給油設備へ)
- ⑥ シングルホースの固定給油設備等からダブルホースの固定給油設備等に変更する場合

注2：可燃性蒸気流入防止構造において、次の場合は「取替、補修」に該当せず「変更許可」を要する。

- ① 可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等に取り替える場合
- ② 可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等に取り替える場合
- ③ 可燃性蒸気流入防止構造の方式を変更する場合

注3：固定給油設備等の修理又は計量検定のための一時的な撤去及び取付及びこれに伴う代替の固定給油設備等の一時的な新設及び撤去の一連工事は、「確認を要する軽微な変更」とする。

注4：固定給油設備等において、次の場合は「確認を要する軽微な変更工事」とする。

- ① 既設よりも短い給油ホースに取り替える場合
- ② ダブルホースの固定給油設備等からシングルホースの固定給油設備等に取り替える場合

注5：可搬式制御機器については次のとおりとする。

- ① 可搬式制御機器を使用していない給油取扱所で増設する場合「変更許可」

- ② 可搬式制御機器を使用している給油取扱所で増設、改造又は取替の場合「確認を要する軽微な変更工事」

- ③ 可搬式制御機器を使用している給油取扱所で補修の場合「確認を要しない軽微な変更工事」

注6: AIシステムにおいて、次の場合は「確認を要しない軽微な変更工事」とする。

- ① 監視カメラ等の機器の位置及び構成に変更がない。  
 ② ガイドライン(Ver.1)\*等による信頼性評価の評価結果が引き続き有効である。  
 ③ 次のAIシステム導入に係る要件に変更がない。

I AIシステムによる監視の対象となる給油レーンにおいては、停車枠を捉えることができるカメラを設置し、給油を行う顧客及び給油の対象となる車両を監視できること。

II セルフ給油取扱所の体制は次によること。

- i 必ず従業員が給油許可監視を実施する体制が確保されていること。  
 ii AIシステムによる監視の対象となる給油レーンを利用する顧客に対し、給油レーンへの標示、ポスターの掲示、固定給油設備の画面表示又は音声案内等の方法により、AIによる監視の事実が周知されていること。  
 iii AIシステムが正常な情報を従業員に提供できない状態にあるときは、従業員がその状態を認識し、直ちにAIシステムの使用を停止できる体制となっていること。

\*: 「セルフSSにおけるAIによる給油許可監視の実装に向けたAIシステム評価方法等に係るガイドラインVer.1」(2023年4月石油連盟給油所技術専門委員会)

<その他設備機器等>		
オイルキャビネット		撤去、取替、補修
太陽光発電設備(消防庁ガイドラインで示された安全対策が講じられた場合に限る)	増設・移設・改造(非危険場所に設置する場合に限る)	取替、撤去、補修(非危険場所に設置する場合に限る)
洗車機、蒸気洗浄機、部品洗浄台、混合燃料調合機、スピードメーターテスター、サイドスリップテスター、オイルサービスユニット、ブレーキテスター、オートリフト、ウォールタンク、ガソリンベーパー液化回収装置(認定品に限る)、尿素水溶液供給機、急速充電設備	撤去、取替	補修
自動車の点検等に使用する機器等(スプレー洗浄機、マット洗い機、バキュームクリーナー、タイヤチェンジャー、ホイルバランサー、エアーコンプレッサー、エアースタンド、オイルチェンジャー、オートア		増設・移設・改造(非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る)、取替、撤去、補修

ナライザー、バッテリーチャージャー、エアークリーナー、バッテリーテスター、ルブリケーター、スパークプラグテスター等)		
<CNG等の設備>		
受入設備本体	取替	
○圧縮機		
本体	取替、撤去	補修
異常高圧防止用自動停止装置	取替、撤去	補修
逆止弁	撤去	取替、補修
○充填用ポンプ機器		
本体	取替	
○貯蔵設備		
本体	撤去	補修
障壁	取替、撤去	補修
○ディスペンサー		
本体	取替、撤去	補修
充填ホース	撤去	取替、補修
○ガス配管		
地上配管	撤去	取替、補修
地下埋設配管	取替、撤去、補修	
ガス検知警報設備、緊急供給停止装置、起動装置	取替、撤去	補修
○防火設備		
ポンプ機器、地上配管	撤去	取替、補修
地下埋設配管	取替、撤去、補修	
起動装置	取替、撤去	補修
○その他		
圧縮天然ガス等充填設備の付随設備	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
<単独荷卸しに係る安全対策設備>		
コンタミ防止装置	増設(性能評価を受けたものに限る)、取替	撤去
過剰注入防止装置	同上	撤去
タンク貯蔵量表示装置	増設、取替	撤去
照明設備	増設(非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る)	取替(非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る)撤去

消火器	増設	取替、撤去
乾燥砂	増設	取替、撤去
緊急用電話	増設	取替、撤去
DCD ボックス	増設	取替、撤去
<b>【販売取扱所】</b>		
延焼防止用のそで壁、ひさし又は垂れ壁	取替	補修
棚		取替、補修、撤去
<b>【移送取扱所】</b>		
配管(地下配管及び道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く)	補修、取替(概ね、2m以上10m以下、かつ、全長の1/2以下のもの)	
土盛り等漏えい拡散防止設備		取替、補修
衝突防護設備		取替、補修
監視小屋	増設	取替、補修
ポンプ設備(移送基地の構内に設置されるものに限る)	補修、取替	
切替弁、制御弁等		取替、補修
緊急遮断弁	取替	補修
ピグ取扱装置	取替	補修
感震装置	取替	補修
巡回監視車		取替、補修
防舷材		取替、補修
漏洩検知口		取替、補修
漏洩検知装置	取替	補修
ローディングアームのカプラー(ボルト取り付け可能なものに限る)	改造、撤去	取替、補修

## 別記2【H9消防危36】

## タンク本体に係る補修工事

## 1 用語の意義

- (1) 「重ね補修」：母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修  
(タンク付属物取付用当て板を除く)
- (2) 「肉盛り補修」：母材及び部材の表面に金属を溶着する補修
- (3) 「溶接部補修」：溶接部を再溶接する補修(グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く)

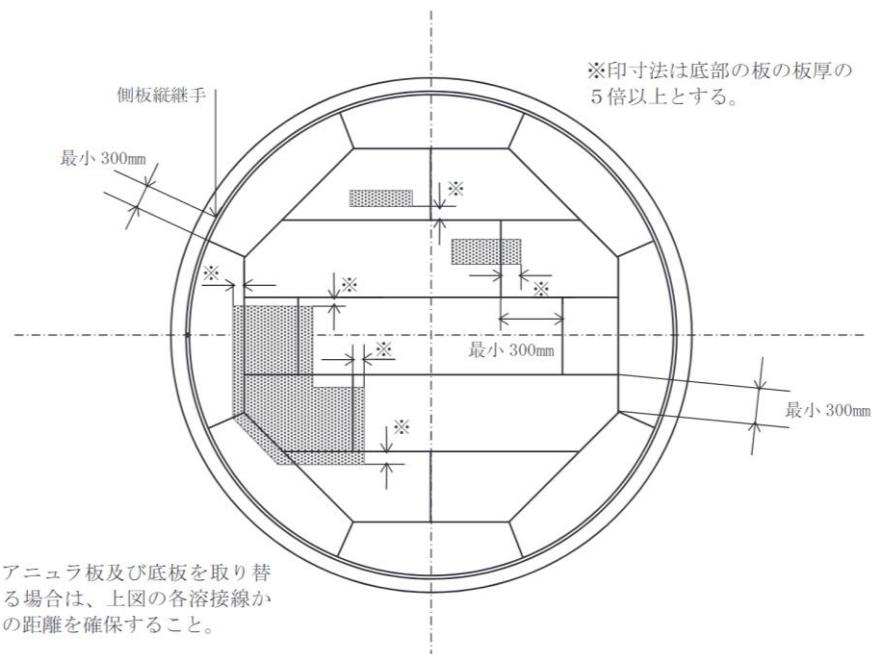
## 2 確認を要する軽微な変更工事となる溶接工事(本表に示す溶接工事の量は、保安検査又は開放点検1回あたりの工事の量を示す)

項目	内容	条件
(1) 付属設備(タンク付属物取付用当て板を含む)	ア 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事	
	イ ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修	
	ウ 屋根板及び側板の接液部(タンク内容積から空間容積を差し引いた容量の危険物を貯蔵する場合に、危険物に接する部分の側板をいう。以下同じ)以外の部分(以下「気相部」という)におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事	
(2) 屋根板(圧力タンク及び浮屋根式タンクを除く)	ア 重ね補修工事	1箇所当たり $0.09\text{m}^2$ 以下で合計3箇所以下
	イ 肉盛り補修工事	
(3) 側板	ア 気相部における重ね補修工事	1箇所当たり $0.09\text{m}^2$ 以下
	イ 気相部における肉盛り補修工事	
	ウ 接液部における肉盛り補修工事(溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の間隔を有して行うもの)	1箇所当たり $0.003\text{m}^2$ 以下で、かつ、母材の1枚に対して3箇所以下
(4) 底板(工事内容に応じ、自主検査において磁粉探傷試験等を実施する場合に限る)	ア 側板内面から 600 mm の範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事のうち底部板面積の 1/2 未満でアニュラ板又は底板の重ね補修の分類欄が「○」の工事(特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク(以下「特定以外の屋外貯蔵タンク」という)にあっては、これに相当する工事をいう)	1箇所当たり $0.09\text{m}^2$ 以下で合計3箇所以下
	イ 側板内面から 600 mm の範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事(溶接部から当該板の板厚の5倍以上の間隔を有して行う	1箇所当たり $0.003\text{m}^2$ 以下で、かつ、全体補修が (ア) 特定以外の屋外貯蔵タンク : $0.03\text{mm}$ 以下

	もの)	(イ) 1万 kL 未満の特定屋外貯蔵タンク : 0.06m <sup>2</sup> 以下 (ウ) 1万 kL 以上の特定屋外貯蔵タンク : 0.09m <sup>2</sup> 以下
	ウ 側板内面から 600 mmの範囲以外の底板に係る溶接部補修工事	1箇所当たり長さ 0.3m以下で、かつ、全体補修が (ア) 特定以外の屋外貯蔵タンク : 1m以下 (イ) 1万 KL 未満の特定屋外貯蔵タンク : 3m以下 (ウ) 1万 KL 以上の特定屋外貯蔵タンク : 5m以下
(5) 製造所等のタンク		屋外タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても上記と同様

## アニュラ板又は底板の重ね補修

補修場所	内容		条件	分類
アニュラ板・底板	当板、 はめ板	側板より 600 mm 以外で底部板面 積 1/2 未満	底板(アニュラ板を含む)における当板及び 板取替図を満足する	<input checked="" type="radio"/>
			底板(アニュラ板を含む)における当板及び 板取替図を満足しない	—
	取替		底板(アニュラ板を含む)における当板及び 板取替図を満足する	<input checked="" type="radio"/>
			底板(アニュラ板を含む)における当板及び 板取替図を満足しない	—
	肉盛り補修		肉盛り補修を満足する	<input checked="" type="radio"/>
			肉盛り補修を満足しない	—



当板の種類	位置	処置
タンク附属物取付用当板	底板上 アニュラ板上(*)	当板の機能上必要な板厚とし、4.5mm以上の連続すみ肉溶接で取り付ける。
	溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、全厚連続すみ肉溶接とする。
タンク底板腐食部補修用当板	底板上 アニュラ板上 溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、全厚連続すみ肉溶接とする。

\* : アニュラ板上に取り付けるタンク附属物取付用当板の材質は、アニュラ板の応力発生範囲及び溶接継手線上に位置しない限り底板と同等でよい。

図 25-1 底板(アニュラ板を含む)における当板及び板取替図

#### 肉盛り補修

材質	肉盛り溶接可能面積	
	1箇所に対し	板1枚に対し
軟鋼(SS、SM、SB材等)	20cm <sup>2</sup> 以下	0.06m <sup>2</sup> 又は板面積の3%のいずれか小さい値
高張力鋼・低合金鋼	100cm <sup>2</sup> 以下	0.03m <sup>2</sup> 又は板面積の2%のいずれか小さい値

注：肉盛り溶接相互間の距離は50mm以上離すこと。

## 別記3

## 地下貯蔵タンクの流出防止対策に係る変更工事に係る取扱い

変更工事の内容	タンク分類		
	腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク	腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク	該当しないタンク※1
コーティング マンホール工事なし	変更許可	変更許可	確認を要する軽微な 変更工事 ※2
コーティング マンホール工事あり	変更許可	変更許可	変更許可
電気防食	変更許可	変更許可	変更許可
危険物の微少な漏れを 検知するための設備 (高精度液面計)	※3	変更許可	確認を要する軽微な 変更工事 ※2
統計学的在庫管理手法 (S I R)	※3	確認を要する軽微な変 更工事 ※4	確認を要する軽微な 変更工事 ※4

※1 該当しないタンクとは、申請時等において「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当しないものをいう。

※2 地盤面のはつり工事等他に技術上の基準を審査する必要がある場合には、変更許可とする。

なお、資料提出とする場合には、該当しないタンクとしての期限内に工事が完了していること。

※3 「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」に講ずる措置としては該当しない。

※4 統計学的在庫管理手法は、資料提出書(確認を要する軽微な変更工事)に特例適用願(任意の様式)及び確認に必要な資料を添付させ危政令第23条の特例適用の可否を判断すること。ただし、製造所等の設備に変更を加えることにより、技術上の基準を審査する必要がある場合は除く。